

一般社団法人日本遊技産業経営者同友会 経費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本遊技産業経営者同友会（以下「本会」という）の定款第13条に基づき、本会を運営するために必要な経費（以下「会費等」という）を定め、社員及び賛助会員の理解と協力のもと、その円滑なる徴収を図ることを目的とする。

(入会金)

第2条 社員の入会金は10万円、賛助会員の入会金は3万円とする。

(社員の会費)

第3条 社員の会費は、本会定款第22条に定められた各1個の議決権を有するに従い、基準年額36万円を一律負担することとする。但し、パチンコ・パチスロ店舗を6以上有する社員においては、別表で表示のとおり6店舗目から年額1万円ずつ増額させ算定した金額を会費として負担するものとする。

2 店舗数とは、会員企業が経営するグループの全店舗を対象として、前年度末現在の数とする。

(賛助会員の会費)

第4条 賛助会員の会費は、年額30万円とする。

(特別賛助会員の会費)

第5条 特別協力しようとする賛助会員の会費は、年額一口100万円とし、本会定款第18条第2項で定めるところにより「特別賛助会員」として処遇する。

(会費の払い込み)

第6条 会費の払い込みの期限は、本会の指定口座へ当該年度の4月末までとする。

2 毎月均等の口座引落しを希望選択する場合は、事務局へ申請手続をすることとする。事務手数料として年額5千円を負担するものとする。

3 新規入会の社員、賛助会員の払い込みは入会の翌月とする。

(返還)

第7条 年度中途における退会に伴う会費の返還はしない。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表 社員の会費負担額

店舗数	会費額(単位:万円)
1	36
2	36
3	36
4	36
5	36
6	37
7	38
8	39
9	40
10	41
11	42
12	43
13	44
14	45
15	46
16	47
17	48
18	49
19	50
20	51
21	52
22	53
23	54
24	55
25	56

店舗数	会費額(単位:万円)
26	57
27	58
28	59
29	60
30	61
31	62
32	63
33	64
34	65
35	66
36	67
37	68
38	69
39	70
40	71
41	72
42	73
43	74
44	75
45	76
46	77
47	78
48	79
49	80
50	81